

国土交通省住宅局における バリアフリーに関する取組

< 建築設計標準とは >

全ての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、ハード面やソフト面で必要とされる標準的な整備等を実際の設計でどのように企画・計画し、具現化していくかを示す適切な設計情報を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして定めたもの。



< 建築設計標準の掲載内容 >

- ① 高齢者、障害者等からのニーズを踏まえた**設計の基本思想**
- ② 設計を進める上での**実務上の主要なポイント**
- ③ **建築物移動等円滑化基準を実際の設計で具体的に実現するために参考とすべき内容を含めた建築物のバリアフリーの標準的な内容や望ましい整備内容等**
- ④ 高齢者、障害者等をはじめとする多様な利用者のニーズに応えるため、施設の実情に応じて**設計時に考慮することが望ましい留意点**

- 通路や駐車場、エレベーターなど建築物の個別施設ごとに、法令に基づく基準や設計時の考え方・ポイント、標準的な整備内容や実現方法などを中心に、管理運営上の配慮事項等を含めて掲載。
- 行政や民間事業者において、施設の計画、設計段階や管理運営時に広く活用されている。

便所・洗面所の設計標準(抜粋)

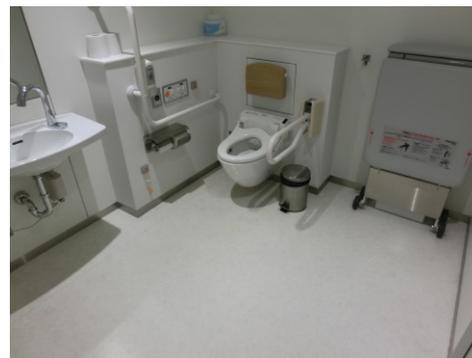
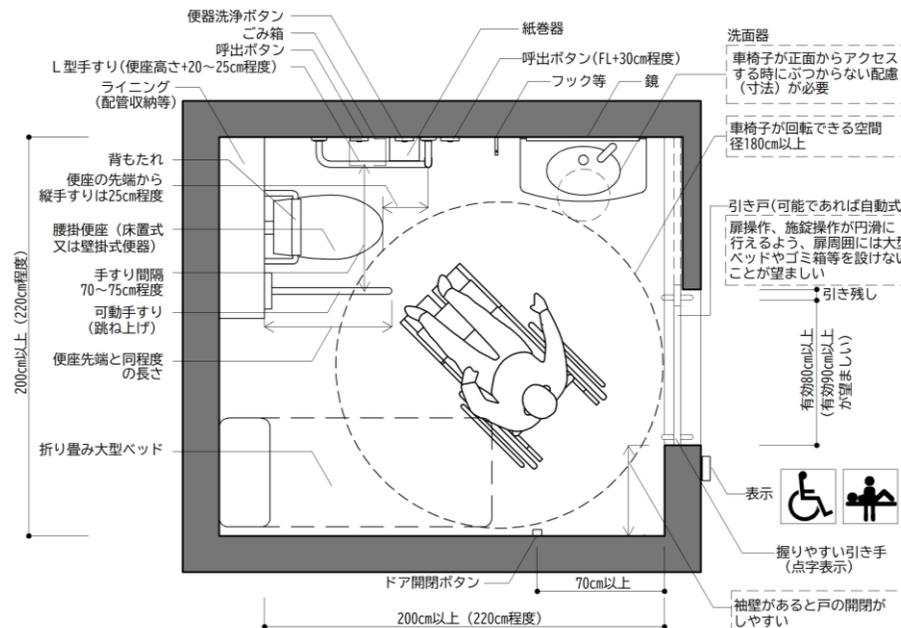
□法令に基づく基準

□設計の考え方
(社会的にニーズを踏まえたバリアフリー設計の基本的考え方)

□設計のポイント
(設計を進める上での実務上の主要ポイント)

- 設計標準
(整備内容及びその標準的な実現方法)
- 1) 便所・洗面所の設計標準(共通事項)
 - 2) 個別機能を備えた便所の設計標準
 - 3) 簡易型機能を備えた便所の設計標準
 - 4) その他の一般便所の設計標準
 - 5) 改善・改修のポイント

【車椅子使用者用便房の例】



【写真】

直径180cm以上の円が内接できるスペースを有する便房(大型ベッド付)

建築設計標準

1982(S57)

身体障害者の利用を配慮した建築設計標準

1994(H6)(第1回改正)

高齢者・身体障害者の利用を配慮した建築設計標準

2003(H15)(第2回改正)

高齢者・身体障害者の利用を配慮した建築設計標準

2007(H19)(第3回改正)

高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

2012(H24)(第4回改正)

高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

2013.9 2020東京オリンピック・パラリンピック大会の開催決定
2014.1 障害者権利条約の批准
2016.4 障害者差別解消法の施行

2015(H27)(追補版)

高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
(劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設に関する追補版)

① 車椅子使用者用の客席・観覧席の数やサイトラインの考え方に関する記述の充実
② 演劇や競技を鑑賞・観覧する上で配慮すべき設計上・運営上のポイント等の追加
2017.2 ユニバーサルデザイン2020行動計画の閣議決定

2017(H29)(第5回改正)

高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

① バリアフリーに配慮した「一般客室」や既存ホテルのバリアフリー改修方法の提案
② 多機能トイレへの利用者の集中を避けるため、個別機能トイレの分散配置を促進

2019(H31)(追補版)

ホテル又は旅館における高齢者・障害者等の円滑な移動等に
配慮した建築設計標準 追補版

① 車椅子使用者用客室と一般客室のバリアフリー対応の水準の見直し
② 水廻り部分のバリエーションの追加
③ 客室内の段差解消等による車椅子使用者用客室の改修モデルの追加

2021(R3)(第6回改正)

高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

① 小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実
② 重度の障害、介助等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実
③ 建築物のバリアフリーに関する優良事例の追加

バリアフリー法(主に建築分野)

1994
(H6)

ハートビル法※制定 ※高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律

○不特定多数の者が利用する公共の性格を有する建築物を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるよう行政指導で誘導

2000 **交通バリアフリー法制定**

2002
(H14)

ハートビル法改正

○特定建築物の範囲を拡大(学校、共同住宅、事務所、工場、老人ホーム等を追加)
○床面積の合計が2000㎡以上の特別特定建築物の建築等について、基礎的基準への適合を義務付け

【統合・拡充】

2006
(H18)

バリアフリー法※制定 ※高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

○ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充
○身体障害者のみならず、知的・精神・発達障害者など、全ての障害者を対象とした

2018
(H30)

バリアフリー法改正

○理念に「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」を明確化(基本方針の改正)
○地方公共団体による条例制定の推進(基本方針の改正)
○義務付けの車椅子使用者用客室の設置数を客室総数の1%以上に改正

2020
(R2)

バリアフリー法改正 「心のバリアフリー」に係るソフト施策の強化

○市町村等による「心のバリアフリー」の推進
○特別特定建築物の範囲を拡大(公立小中学校を追加)
○条例制定促進に向けた小規模特別特定建築物についての建築物バリアフリー基準の新設(R3.10.1施行)

- 「建築設計標準」とは、全ての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備させることを目的に、設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、適切な設計情報を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして定めたものです。
- 国土交通省では、建築物のバリアフリー化の一層の推進のため、令和2年1月から学識経験者、高齢者・障害者団体、事業者団体、建築関係団体、地方公共団体等から構成される検討会及び小規模店舗WGを設置して、「**高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準**」の改正すべき内容について検討を行い、令和3年3月に策定・公表しました。

現状の課題

- ▶ 店舗内部の障壁となっている
①入口の段差解消・扉幅の確保、②可動席の設置等のバリアフリー整備を進めるべき。
- ▶ 備品対応、従業員の接遇や社内研修の充実、情報提供等のソフト面の充実が必要。

- ▶ 標準的なスペースでの対応が困難な重度の障害や介助者の利用を想定した整備を考慮すべき。(車椅子トイレ及び駐車場等)
- ▶ 「多機能便房」に利用が集中している実態があるため、機能の分散化や適正利用の推進、案内表示の見直し等が必要。

- ▶ 設計段階から当事者の意見を取り入れた取組や小規模店舗の優良事例を掲載すべき。

主な改正事項

1 小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

- 出入口は段差を設けない、かつ有効幅員は80cm以上、通路は90cm以上とする旨を記載
- 飲食店は車椅子のまま食事ができるよう、原則として可動式の椅子席を設ける旨を記載
- 備品による移動の支援や接遇、適切な情報提供、従業員教育等のソフト面の工夫を充実

2 重度の障害、介助者等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

● 車椅子使用者用便房の大きさについての見直し

[対象:全ての建築物]配管収納部分等を除いた有効内法寸法2m以上角を確保する旨を明示

[対象:2千㎡以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物]

大型の電動車椅子使用者(座位変換型)等が回転できるよう、便房内の内接円の大きさは、『直径150cm以上』⇒『直径180cm以上』を設けることに改正

● 多機能便房の機能分散化や個別機能を備えた便房の適正利用の推進、案内表示の追加

高齢者、障害者等が利用する各種便房を総称して『高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)』と位置づけて、モデル例の見直しや設計例の追加を行い、設計の考え方を充実

● 車椅子使用者用駐車施設等の必要な高さの見直し(運用面の柔軟な対応を含む)

車椅子用リフト付き福祉車両の車両高さ(2.3 m以上)に対応した必要な有効高さを確保すると明示(従来は「望ましい」)、断面図も追加してより明確に改正(屋内の車椅子使用者用駐車施設も対象)

3 建築物のバリアフリーに関する優良事例の追加

- 国立競技場、小規模店舗、病院、歴史的建造物等の優良な設計事例を追加
- 設計段階から障害当事者等の意見を取り入れた設計プロセスの事例を掲載

お年寄り、車椅子を使用する方、
目や耳の不自由な方、
妊産婦や子ども連れの方など、
様々なお客さまが利用できるよう、
事業者・従業員のみなさまは、
ハードとソフトの両面から店舗の
バリアフリー化に取り組みましょう。

だれもが
利用しやすい
お店をつくろう

お店の事業者・従業員の方向け

お店に入れない、
商品が見えないなど、
困っているお客さまが
います。



飲食店舗のイメージ



■ 車椅子使用者用駐車施設

- ・幅: 350cm以上
- ・出入口からできるだけ近い位置に設置
- ・見やすい位置に駐車施設の標識設置



● 可動式の椅子席

- ・車椅子のまま食事ができる可動式の椅子席を設置
- ローカウンター・テーブル
- ・下端の高さ: 65~70cm程度
- ・上端の高さ: 70~75cm程度
- ・下部の奥行き: 45cm以上



ローカウンター席



テーブル席

● 乳幼児用設備

- ・乳幼児用椅子、乳幼児用おむつ交換台等の設置(車椅子使用者用トイレ以外の場所に設置)
- ・案内表示の設置



おむつ交換台

● オストメイト用設備を有するトイレ

- ・オストメイト(人口肛門などを使う人)対応の設備の設置
- ・出入口に案内表示の設置



男女共用お手洗い オストメイト用設備

● 車椅子使用者用トイレ

- 出入口
- ・有効幅: 80cm以上
- ・自動又は手動式引き戸等
- 広さ等
- ・原則として、内法寸法 200cm以上×200cm以上、かつ径 150cmの円が内接できるスペース
- 手すり、案内表示等の設置



障害のある人が使える設備 介助用ベッド



男女共用お手洗い

■ 出入口

- ・有効幅: 80cm以上
- ・自動式ガラス引き戸等
- ・戸の前後に高低差なし

● 会計・レジ

- ・利用者から金額表示が見えるレジの設置
- ・備品の常備(筆談器等)

■ 出入口

- ・有効幅: 80cm以上
- ・自動式ガラス引き戸等
- ・戸の前後に高低差なし(改修の場合は段差解消)

■ 敷地内の通路

- ・道から出入口やインターホンまで視覚障害者誘導用ブロック等を連続して敷設
- ・有効幅: 120cm以上
- ・段差なし

● 個室又は可動式の間切りを設けた席

- ・落ち着いて食事を行うことや子ども連れの食事等の多様なニーズへの対応

● 店舗内の通路

- ・有効幅: 90cm以上
- ・床に段差を設けない
- ・濡れても滑りにくい仕上げ
- ・通路の端部やレジ前等に車椅子使用者の転回スペース(140cm角以上)を確保



こんな備品や接遇があると、利用の支援や良いコミュニケーションにつながります

■ 高齢者、肢体不自由者(車椅子使用者、杖使用者、上下肢障害者等)等の利用



車椅子用可搬型スロープ



貸出し用の車椅子



低いボタン位置の券売機



車椅子に連結する買い物カート



杖を立てかけるホルダー



低いボタン位置の自動販売機

障害者への
合理的配慮
の提供

障害者差別解消法では、会社等の事業者に対して、障害者から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められています。

○ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、高齢者、障害者等がより円滑にホテル又は旅館を利用できる環境整備を推進するため、国土交通省は、学識経験者・障害者団体・施設管理者団体・設計関係団体・地方公共団体等から構成される検討会を設置して検討を行い、車椅子利用者用客室設置の基準見直しの反映、客室モデルのバリエーションの追加、ソフト面の工夫や共用部分の配慮事項の追加等を主な改正内容とする「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(追補版)」を、2019年3月末にとりまとめました。

現状の課題

- ① 複数の車椅子利用者用客室に対するニーズ
- ② BF客室の稼働率が低い
- ③ BF客室の快適性・デザイン性等、設計上の配慮が必要
- ④ 多様なニーズ(広さ、設備、価格等)に対応した客室が不足
- ⑤ バリアフリーに配慮した一般客室が少ない
- ⑥ 段差解消などの共用部のバリアフリー化やソフト面での対応が必要

主な改正事項

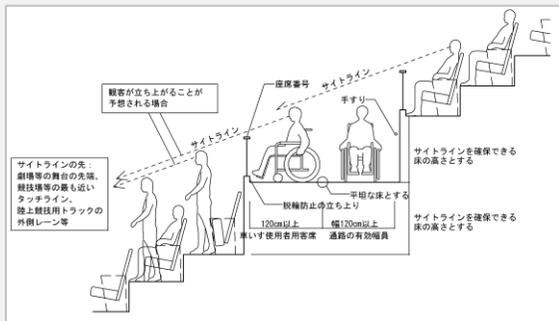
- 1 **車椅子利用者用客室設置数の基準見直し(2018.10.19公布、2019.9.1施行)の反映**
 - 床面積2,000m²以上かつ客室総数50室以上のホテル又は旅館を建築する場合に必要な車椅子利用者用客室の設置数を「1室以上」から「建築する客室総数の1%以上」に改正
- 2 **多様なニーズや宿泊施設の特徴に対応した客室モデルのバリエーションの追加**
 - ホテル・旅館のバリアフリー化に向けた建築計画の手順・要点の充実
 - 車椅子利用者用客室と一般客室のバリアフリー対応の水準とモデル例の見直し
 - 客室内又は共用廊下の段差解消等による車椅子利用者用客室の改修モデルの追加
 - 開き戸又は引き戸の有効幅員等の解説の追加
- 3 **各客室に共通する整備及びソフト面の工夫、共用部分に関する配慮事項の追加**
 - 各客室に共通する整備及びソフト面の工夫に関する配慮事項の追加
 - ホテル・旅館における共用部分の配慮事項の追加
- 4 **新築・改修、ホテル・旅館、水廻りの構成等の各特徴に応じた、多様な優良事例の追加**
 - ホテル・旅館の優れた設計事例を選定し、幅広い設計情報等の提供(積極的なバリアフリー対応の取組方法、きめ細やかな設計上の配慮事項、魅力ある施設づくりにつながるバリアフリー改修、既存建物からの用途変更に伴うバリアフリー改修等)
 - ソフト面も含めたバリアフリー対応が充実されている事例紹介(情報伝達手段、貸し出し等)

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 (劇場・競技場等の客席・観覧席を有する施設に関する追補版)の概要(平成27年度)

○ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を踏まえ、劇場・競技場等の客席・観覧席を有する施設において多様な利用者が円滑に利用できる環境整備を図るため、有識者、障害者団体等からなる検討委員会にて検討を行い、建築主や設計者等に対しバリアフリー設計の考え方や基準の適用方法等を示す建築設計標準(ガイドライン)の追補版を策定しました。

追補版の構成

1. 施設全体の計画のポイント
2. 競技場等の客席・観覧席の設計
3. 設計事例集
4. サイトライン検討のための参考となるデータ



図解：サイトラインの確保を配慮した設計について



設計事例：マツダスタジアム（客席の分散配置とサイトラインの確保）

競技場等の客席・観覧席の設計ポイント

1. 車椅子使用者用の客席・観覧席
 - ・客席総数の0.5～1.0%以上
 - ・2か所以上の異なる位置に分散して設置
 - ・車いす使用者のサイトラインを確保
 - ・同伴者用の客席・観覧席を確保 等
2. 一般・その他の客席・観覧席
 - ・客席等へ至る通路の寸法等の配慮
 - ・区画された観覧室の設置 等
3. 舞台等
 - ・客席等の通路から舞台への通路の段差等を解消
 - ・バックヤードの円滑な移動等の配慮 等
4. 音声・画像等による情報提供
 - ・聴覚障害者用集団補聴装置や情報提供設備の設置
 - ・舞台や客席等への設備設置スペースの確保 等
5. 案内表示
 - ・文字の大きさ等に配慮したサイン・図記号の使用
 - ・客席等の位置表示のわかりやすさへの配慮 等

①冊子・パンフレットの作成・配布

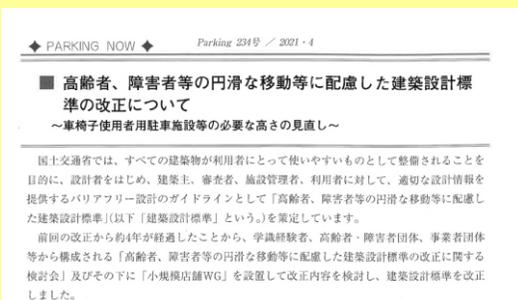
- ❑ 冊子版及び小規模店舗パンフレットを作成し、関係事業者、建築設計者、地方公共団体等に広く配布。

【配布部数】 冊子版 25,000部 小規模店舗パンフレット 35,000部

【配布先】 事業者団体・建築関係団体・地方公共団体・指定確認検査機関 等

【事業者団体における加盟企業への周知等】

- ✓ 広報誌での紹介
(日本ショッピングセンター協会、日本スーパーマーケット協会、日本ホテル協会、全日本駐車協会 等)
- ✓ ホームページでの紹介
(日本スーパーマーケット協会、全日本駐車協会、日本建築士事務所協会連合会 等)
- ✓ 会議を通じて情報提供
(全国銀行協会、日本建築家協会、日本建設業連合会 等)
- ✓ 地方公共団体が作成するマニュアル、解説本等への反映(地方公共団体)
- ✓ 特定行政庁向け解説への反映(日本建築行政会議)



②講習会の実施等

- ❑ 建築設計標準の改訂に併せて、事業者、設計者、地方公共団体等向けのオンライン講習会を実施(令和3年3月23日) ※参加者数 約600人
- ❑ 建築設計標準の改訂に係る特設サイトにおいて、講習会の内容をweb上で配信(～令和3年5月末)
- ❑ 国土交通省公式YouTubeチャンネル<<https://www.youtube.com/user/mlitchannel>>で配信中。

③メディア等での紹介

日経アーキテクチャ

2021年8月26日号において、車椅子利用者用便房の大きさの見直し、多機能便房の機能分散化等の改正内容を紹介



日経クロステック



出典: 日経アーキテクチャ 2021年8月26日号

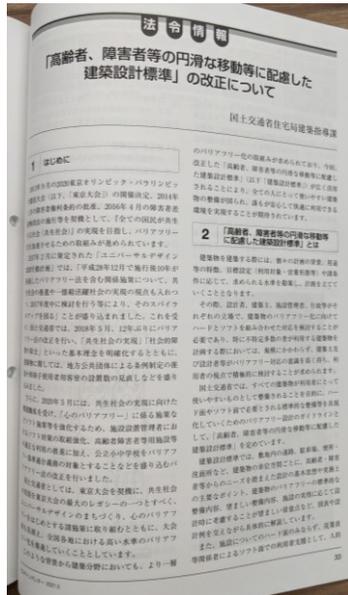
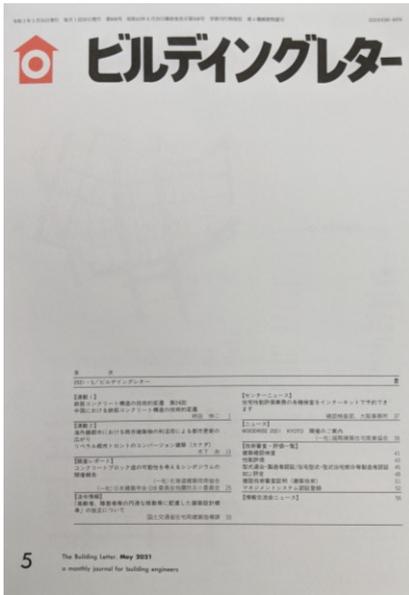
出典: 日経クロステック 2021年4月2日掲載
<https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/00154/01171/>

※同様の記事は他媒体での事例もあり

④ 団体広報誌への寄稿

■ ビルディングレター

(一般財団法人 日本建築センター)2021年5月号



改正の意義や概要について解説

■ SC JAPAN TODAY

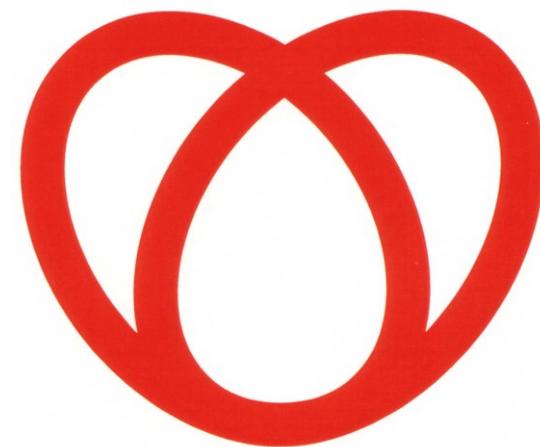
(一般社団法人 日本ショッピングセンター協会)

2021年5月号



計画の認定【法第17条】

建築物移動等円滑化誘導基準を満たし、所管行政庁の認定を受けると、「シンボルマークの表示制度」、「容積率の特例」などの支援措置を受けることができる。



シンボルマーク

建築物移動等円滑化誘導基準^{【省令】}【望ましいレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設[※]の構造及び配置に関する基準。(※義務づけの対象ではない)

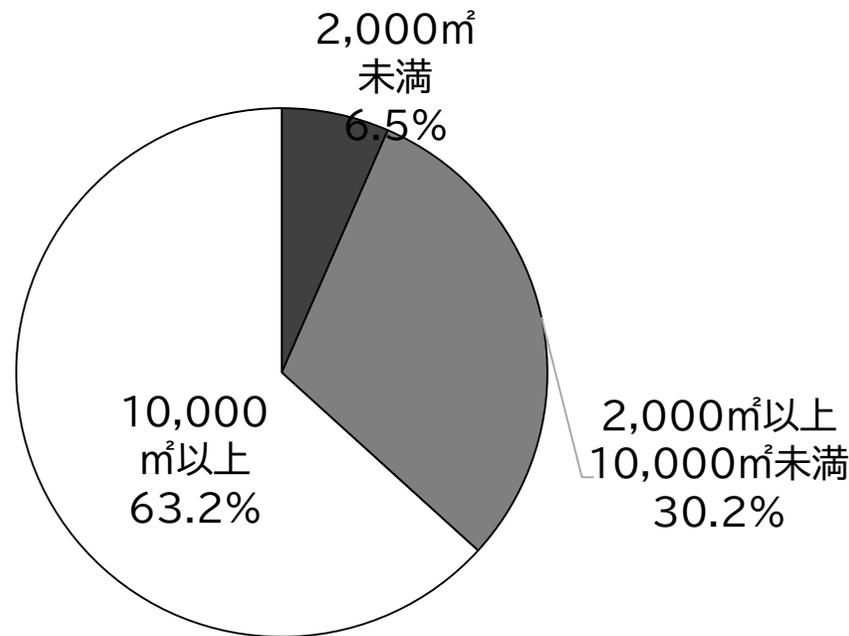
- (例)
- ・車椅子使用者同士がすれ違える廊下幅の確保
 - ・車椅子使用者用のトイレが必要な階にある など

バリアフリー法第17条に基づく計画認定の状況

■認定建築物の規模、用途

- ・ H28～R元年度の4年間で、全国で642件の建築物が認定を受けている。
- ・ 認定建築物のうち、床面積の合計10,000㎡以上が63.2%を占める一方、2,000㎡未満の小規模なものも6.5%を占めている。
- ・ 認定建築物の用途の割合は、複合建築物(40.5%)が最も高く、次いで物販店舗(23.5%)、病院又は診療所(12.5%)が高い。

■認定建築物の規模



■認定建築物の用途

